

沖縄県ホームページ広告掲載実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沖縄県知事公室広報課(以下「県」という。)が管理する沖縄県ホームページ(以下「県ホームページ」という。)の広告掲載を適正に行うため、沖縄県ホームページ広告掲載要領(以下「要領」という。)に基づく広告の掲載のほか、ページデザイン、アクセシビリティ及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

(掲載位置及び枠数)

第2条 広告は、県が提供する情報と誤認されることがないように明確に区別して掲載することとし、掲載する位置及び枠数は次のとおりとする。

- (1) トップページ下部フローティング広告(15枠)
- (2) 「基地」を除く分野別ページ右部(3枠)×6分野

(種類・規格等)

第3条 広告の種類はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大 き さ : 縦 42 ピクセル、横 157 ピクセル
- (2) 形 式 : GIF(静止画像のみ)、JPEG
- (3) データ容量 : 8KB以下
- (4) 画像のALT属性 : 「広告:」で始め、「広告:」を除き全半角問わず 30 文字以内

(禁止表現)

第4条 広告の表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 実際には機能しないもの
(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるブルダウメニューなど
- (3) 県ホームページと類似の色調および字体を使用するもの
- (4) 閲覧者が県の事業と錯誤するおそれがあるもの
(例)「職員採用情報」、「教育相談」等の表現の掲載及び沖縄県章の使用等
- (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(色調)

第5条 バナーで使用する文字色は背景色に対して 4.5:1 以上のコントラスト比を保持すること。また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

- 本基準は平成 19 年 2 月 5 日から施行する。
- 本基準は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 本基準は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 本基準は平成 26 年 2 月 26 日から施行する。